

京都大学監事支援室規程

令和8年3月24日

達示第19号制定

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第47条第2項の規定に基づき、京都大学監事支援室(以下「監事支援室」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 監事支援室は、監事監査の支援に関する業務を行う。

(組織)

第3条 監事支援室に、室長を置く。

2 室長は、監事の監督の下に監事支援室の業務を掌理する。

第4条 監事支援室に副室長を置くことができる。

2 副室長は、室長の定めるところにより、室長の職務を助け監事支援室の職員を指揮し監事支援室の業務を掌理する。

第5条 前2条に規定する者は、国立大学法人京都大学の職員のうちから総長が任命する。

(内部組織)

第6条 この規程に定めるもののほか、監事支援室の内部組織については、室長が定める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。